

1. 件名：放射性物質分析・研究施設第1棟における放射性同位元素に係る事故・トラブルの緊急時連絡に係る面談

2. 日時：令和4年5月26日(木) 10時00分～11時00分

3. 場所：原子力規制庁 3階打合せスペース（TV会議）

4. 出席者：

原子力規制庁

長官官房総務課事故対処室

佐々木室長補佐、田村室長補佐、堀越室長補佐、今田係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」という。）

福島研究開発拠点

安全管理部部長 他3名

大熊分析・研究センター 施設安全部部長 他1名

安全・核セキュリティ統括本部

安全管理部 施設保安管理課 技術副主幹

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）

福島第一廃炉推進カンパニー

放射線・環境部 保安総括G 担当者

廃棄物対策PG部 廃炉ラボPJG 担当者

5. 要旨

(1) 原子力規制庁はJAEA及び東京電力から、東京電力の福島第一原子力発電所（以下、「1F」という。）の敷地内に建設中のJAEA大熊分析・研究センター（放射性物質分析・研究施設）第1棟（以下、「第1棟」という。）について、配付資料に基づき、主に以下の説明を受けた。

○放射性物質分析・研究施設は、原子炉等規制法（以下、「炉規法」という。）

上では特定原子力施設の一部として、東京電力が申請し認可を要する一方、放射性同位元素等の規制に関する法律（以下、「RI法」という。）上はRI使用者であるJAEAが申請し、使用許可を要することとなっており、通常とは異なる組織形態となるため、事前に、事故・トラブルが発生した場合の通報連絡方法につき相談させて頂いた。

○第1棟に関連する東京電力からの通報連絡は、炉規法、RI法等に関わら

ず、「福島第一原子力発電所 運用時、事故・トラブル等発生時の通報基準・公表方法」（以下、「1F通報基準」という。）に応じて発信する。また、東京電力はR I 使用者でもあるため、第1棟で火災が発生した場合、東京電力のR I 施設への延焼のおそれがあるとしてR I 緊急時連絡を行う。

○J A E Aからの通報連絡は、第1棟で事故・トラブルが発生した場合には、東京電力に通報するとともに、R I 法に従い、許可使用者のJ A E Aから直ちに原子力規制庁にR I 緊急時連絡を行う。

(2) 原子力規制庁はJ A E A及び東京電力に対し、R I 法の適用、通報連絡のイメージ、R I の事故・トラブル事例に対する1F通報基準の該当箇所について質問し、以下の回答を受けた。また追加の確認事項があればメール等により行う旨伝達した。

○事故・トラブル発生時、J A E Aから東京電力に通報するが、原子力規制庁に対してもR I 法第31条の2、同施行規則第28条の3に基づき、直ちに通報するため、問題ないと考えている。

○仮に、R I の紛失のおそれがあった場合、まず第一発見者がJ A E A及び東京電力に一報する。その後、J A E Aから東京電力に具体的内容を報告するとともに、原子力規制庁に対して通報を行う。東京電力はJ A E Aからの報告に基づき、1F通報基準に従い、原子力災害対策特別措置法の第25条報告を行う。原子力規制庁に対しては、J A E A及び東京電力から同時並行的に通報を行うイメージである。

○1F通報基準の該当箇所については、基本的には現状の基準を準用する形で判断していくことになる。R I の事例毎の該当箇所については別途、連絡させて頂く。

## 6. 配付資料

- ・「放射性物質分析・研究施設第1棟における放射性同位元素に係る事故・トラブルの緊急時連絡について」（2022年5月26日 東京電力ホールディングス株式会社 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）